【1 補助事業の概要】

① 事業費の負担割合（地方公共団体向け）

補助率は１／2です。

事業費の負担割合（民間団体向け）

民間団体向け補助事業の場合、補助率は事業によりそれぞれ1／3又は１／2となります。

② 事業費の規模及び補助下限額（地方公共団体向け）

◆事業費の規模

１事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。

◆補助下限額

補助下限額は600万円となっています。これは地方公共団体向け補助金の全ての事業の補助額の合計額について適用されますので、１つの事業でこれを下回る場合でも複数の事業と組み合わせて適合させることができます。なお、低公害車普及事業については、補助下限額の適用はありません。

事業費の規模及び補助下限額（民間団体向け）

１事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。また、補助下限額も規定していません。

③ 補助金執行のスケジュール

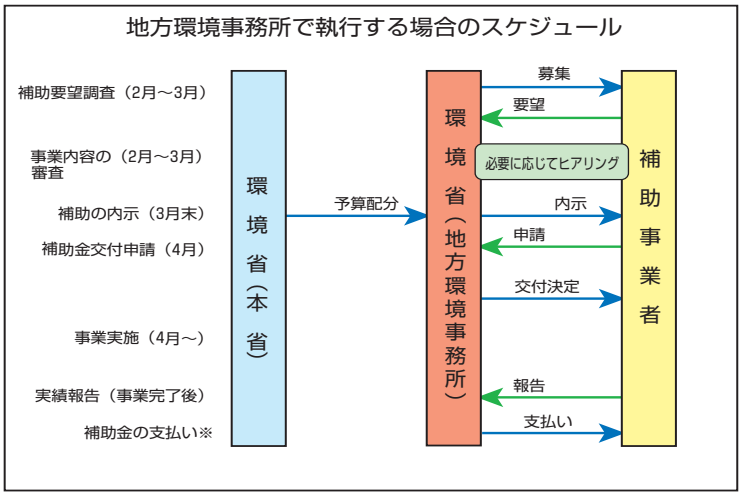

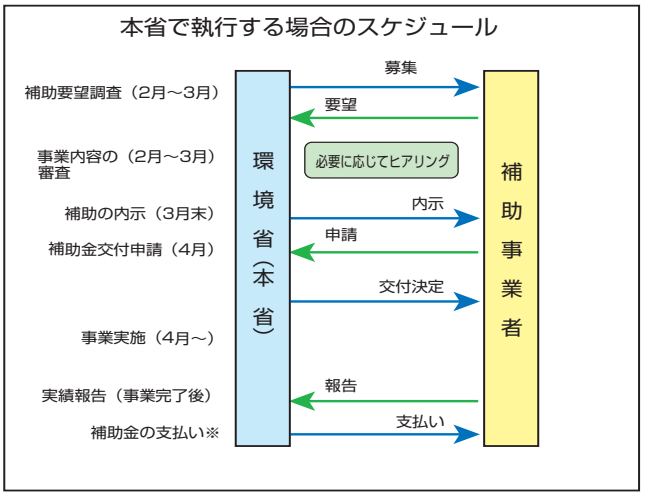

※市町村が補助事業を実施する場合で本省が執行するものについて、関係書類は全て都道府県を経由して環境省（本省）へ提出していただきます。

【2 委託事業】

委託事業の実施希望者を募集し、適切に事業を実施することが可能な者を環境省において選定して実施します。
具体的な事業執行のスケジュールは概ね以下のとおりです。

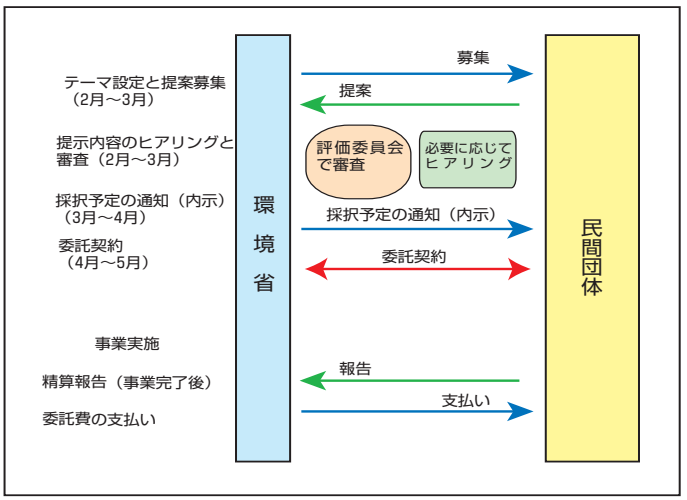

【3 技術開発事業の概要】

技術開発事業も、民間団体向け委託事業に準じたスケジュールで募集し、評価委員会の審査を経て、採択決定をすることとしています。詳しくは、環境省のホームページ（http://www.env.go.jp）に掲載される募集案内により、その内容を確認してください。

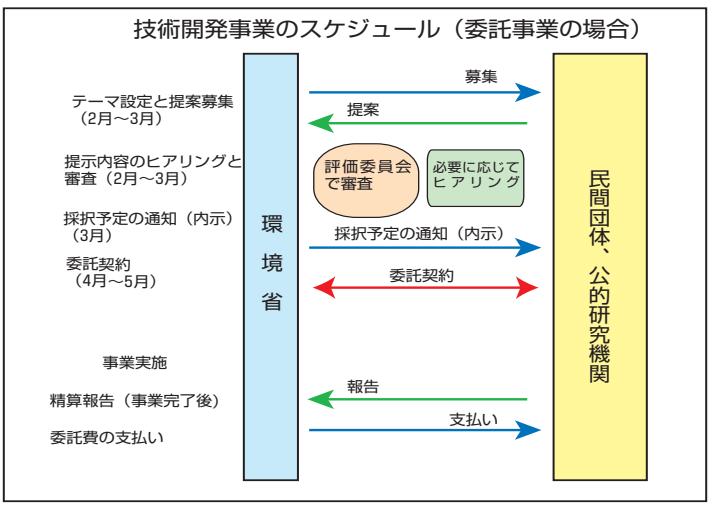

※事業執行のスケジュールは年度当初からの事業実施を想定したものです。事業により、応募を行う時期が異なりますので詳細については応募要領及びホームページにてご確認下さい。